

2025年4月1日より、 食事療養標準負担額が変わります

食材費等の高騰等を踏まえ、健康保険法並びに高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、入院時の食事療養費の自己負担額が変更となります。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【70歳未満の方】

所得区分	令和7年3月31日以前	令和7年4月1日から
年収約1,160万円~の方	1食 490円 ※1	1食 510円 ※1
年収770~約1,160万円の方		
年収約370~約770万円の方		
年収~約370万円の方		
住民税非課税の方	1食 230円 ※2	1食 240円 ※2

【70歳以上の方】

所得区分	令和7年3月31日以前	令和7年4月1日から
現役並みⅢ（負担割合：3割） 年収約1,160万円~の方	1食 490円 ※1	1食 510円 ※1
現役並みⅡ（負担割合：3割） 年収770~約1,160万円の方		
現役並みⅠ（負担割合：3割） 年収約370~約770万円の方		
一般所得者Ⅱ（負担割合：2割）		
一般所得者Ⅰ（負担割合：1割）		
区分Ⅱ（負担割合：1割） 住民税非課税世帯の方	1食 230円 ※2	1食 240円 ※2
区分Ⅰ（負担割合：1割） 住民税非課税世帯の方	1食 110円	1食 110円

※1 指定難病患者・小児慢性特定疾病患者の場合1食 280円 → 300円 へ変更
※2 過去1年間の入院日数が90日を超える場合1食 180円 → 190円 へ変更

■マイナンバーカードを保険証として利用される場合、本人同意があれば、マイナンバーカードでの確認が可能です。マイナンバーカードでの確認が出来ない場合、保険者が発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」等の提示が必要となります。

■負担額の詳細について、国民健康保険（国保）、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合（組合）の方は、「加入保険者」へお問い合わせ下さい。指定難病等で医療費助成制度の認定を受けている方は、住所地を所轄する「保健所」へお問い合わせ下さい。